

IoT サービス利用約款 変更点一覧

2026 年 10 月 1 日改定

・ 全体的な変更点

1. タイトルを「サイバートラスト IoT サービス利用約款」から「IoT サービス約款」に変更しました。
2. 旧約款の末尾に記載されていた各サービスの「個別条項」を全て削除して、共通事項として本則に統合しました。

新版での条項	旧版での条項	変更点
第 1 条(約款の適用)	第 1 条(目的)	旧約款の「目的」から条項名を変更し、内容も「当社が IoT サービスを提供する」という簡潔な定めに変更・簡略化しました。
第 2 条(定義)	第 2 条(定義)	「本サービス」の定義（旧第 3 号）を削除し、それ以降の号番号を繰り上げました。
第 3 条(サービス提供の範囲等)	第 3 条(サービス提供の範囲等)	実質的な規定の変更はありませんが、ウェブサイトへの掲示に関する表現などを整理しました。
第 4 条(利用申込)	第 4 条(利用申込)	変更点なし。
第 5 条(契約の成立および契約期間)	第 5 条(契約の成立および契約期間)	第 3 項において、途中解約不可の例外として参照される条項が、「第 15 条」から新約款の「第 23 条」に変更しました。
第 6 条(利用許諾)	第 6 条(利用許諾)	・第 2 項に、各コンポーネントが「個別に著作権によって保護されており、各コンポーネントに収録されている個別の許諾条件に基づいて使用できる」旨の一文を追加しました。 ・旧第 4 項の「当社が指定した環境で利用する権利」に関する規定、および旧第 5 項の「第三者への譲渡・再利用権設定の禁止」に関する規定を本条から削除しました（他の条項に統合・再編されています）。
第 7 条(料金の請求)	第 7 条(料金の請求)	変更点なし。
第 8 条(禁止事項)	第 8 条(禁止事項)	旧第 1 号にあった「本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡する行為」を削除し（新第 25 条で別途規定）、以降の号番号を繰り上げました。
第 9 条 (本サポートサービスの内容)	第 10 条 (本サポートサービスの内容)	旧約款から条項番号が繰り上がりました(規定内容に変更はありません)。

第 10 条（機材の借用）	なし	旧約款の「個別条項」にあった機材の借用や修理費用の負担に関する内容を本則として統合しました。
第 11 条（契約者の義務）	第 11 条(契約者の義務)	変更点なし。
第 12 条（保証）	第 12 条（保証）	・第 1 項に、保証の前提として「当社が指定した環境で」という条件を追記しました。 ・第 3 項の免責規定の対象として、「本サポートサービスによる助言行為含みますが、これに限られません」という注記を追加しました。 ・旧第 4 項の規定が旧第 2 項と重複していたため、旧第 4 項を削除しました。
なし	第 13 条（契約不適合責任）	本サービスは準委任契約に基づく役務提供であり、成果物に対する契約不適合責任の考え方とは必ずしも整合しないため、「契約不適合責任」の条文は削除しました。なお、当社の責任範囲については、新第 22 条（損害賠償の範囲）の条文に整理・統合しました。
第 13 条(補償および免責)	第 14 条(補償および免責)	第三者に損害を被らせた場合について、「自らの費用負担と責任においてかかる損害を賠償し」という契約者の負担範囲を明確に追記しました。
なし	第 15 条（契約の失効）	新第 23 条（契約の解除）条文に整理・統合しました。
第 14 条（著作権）	なし	本サービスに基づく著作権が当社に帰属することや、契約者への利用許諾について決めました。
第 15 条（知的財産権）	第 9 条（知的財産権の保有）	特許権等の帰属、契約者の従業員による発明等の移転、第三者の特許権等の侵害時の対応について詳細化しました。
第 16 条（秘密保持義務）	第 18 条（秘密情報の管理）	秘密情報の定義が明確化され、ID 等の管理責任、第三者による不正使用時の通知義務、公権力からの開示請求があった際の手続きなどを詳細に追加しました。
第 17 条（第三者による情報の取り扱い）	第 19 条（第三者による情報の取り扱い）	旧約款から条項番号が繰り上がりました(規定内容に変更はありません)。
第 18 条（独立当事者としての関係）	第 20 条（独立当事者としての関係）	旧約款から条項番号が繰り上がりました(規定内容に変更はありません)。
第 19 条（個人情報管理）	なし	個人情報の取り扱い、管理体制の構築、目的外

		利用の禁止や再委託先への提供制限などについて詳細に規定しました。
第 20 条（反社会的勢力の排除）	第 21 条（反社会的勢力の排除）	反社会的勢力の定義が詳細化され、委託先・再委託先が該当した場合の対応義務や、不当介入を受けた際の報告・協力義務などを追加しました。
第 21 条（損害賠償の範囲）	なし	当社の損害賠償責任の上限を「本サービスの対価」とすること、および間接損害や逸失利益等を免責とする旨を独立して規定しました。
第 22 条（遅延損害金）	なし	支払遅延時の遅延損害金として「年 14.6%」を規定しました。
第 23 条（契約の解除）	第 16 条（契約の解除）	解除事由（仮差押、法的整理など）を詳細化したほか、解除時の金銭債務の期限の利益喪失、および当社の債務不履行等での契約終了時における未経過月数分の料金返還規定を追加しました。
第 24 条（存続条項）	第 28 条（存続条項）	条項の再編に伴い、有効に存続する条項の指定番号を修正しました。
第 25 条（譲渡の禁止）	第 17 条（譲渡）	条項名を変更するとともに、契約者の地位や権利義務の譲渡を禁止するシンプルな表現に修正しました（当社の譲渡権利に関する記述は削除しました）。
第 26 条（不可抗力）	第 26 条（不可抗力）	不可抗力の事由（疫病、テロリズム等）を詳細に列挙し、不可抗力が 60 日以上継続した場合の契約解除権を新たに追加しました。
第 27 条（輸出規制）	第 22 条（輸出関連法令の遵守）	条項名を変更するとともに、外国為替及び外国貿易法等の関連法令を遵守する旨の簡潔な記述に大幅に短縮しました。
第 28 条（条項の分離性）	第 23 条（分離可能性）	条項名を変更しました（内容は同一）。
第 29 条（完全合意）	第 24 条（完全合意）	旧約款から条項番号が繰り下がりました（規定内容に変更はありません）。
第 30 条（準拠法及び合意管轄）	第 25 条（準拠法、裁判管轄）	条項名を変更しました（内容は同一）。
第 31 条（協議）	なし	本約款に定めのない事項についての協議解決条項を設けました。

